

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （徴収規定）
要望項目名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置の存続		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより、当該戦傷病者等の日常生活上の介助、看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対し、国として特別に慰藉するために支給するものである。</p> <p>また、戦傷病者等が平病死（障害年金等の支給事由（公務上の傷病等）以外の傷病により死亡した場合）した場合の特別給付金について、戦傷病者等の死亡までの間の戦傷病者等の妻としての労苦について、国として改めて慰藉するために、支給するものである。</p> <p>次期通常国会に、平成15年4月2日以降に新たに要件に該当した者及び平成15年4月1日以降に平病死した戦傷病者等の妻に対して特別給付金を支給する改正法案を提出予定。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>次期通常国会における法改正により、上記対象者への特別弔慰金の支給する予定であるところ、特別に慰藉の意を表すために、①当該特別給付金を標準として個人住民税を課さないこと、②当該特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付される国債の差押えを禁止すること、の存続を要望する。</p>		
関係条文	<p>○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）</p> <p>（差押えの禁止）</p> <p>第9条 特別給付金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない、（非課税）</p> <p>第10条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として課することができない。</p> <p>2 （略）</p>		
減収見込額	（初年度） — （▲4） （平年度） — （▲4） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより、当該戦傷病者等の日常生活上の介助、看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対し、国として特別に慰藉するために支給するものである。</p> <p>また、戦傷病者等が平病死（障害年金等の支給事由（公務上の傷病等）以外の傷病により死亡した場合）した場合の特別給付金について、戦傷病者等の死亡までの間の戦傷病者等の妻としての労苦について、国として改めて慰藉のするために、支給するものである。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>（1）の政策目的を実現するため、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」において特別給付金にかかる非課税措置及び差押禁止を規定している（同法第9条及び第10条）</p> <p>当該税制措置を廃止すると、課税、差押えにより、支給対象者が実質的に法定額の満額を得られないこととなるが、これでは、戦傷病者等の妻を慰藉するという同法の目的が十分に達成できない。したがって、上記要望内容に記した施策の存続が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供を図ること 施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること 5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等を行うこと
	政策の達成目標	戦傷病者等の妻に対して、国として特別の慰藉の意を示す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	今回発行する特別給付金の推計件数は、平成15年4月2日以降に新たに戦傷病者等の妻になった者（新規対象者）が80人、平成15年4月1日以降に平病死した戦傷病者等の妻（平病死対象者）が7,000人となっている。 同じく非課税措置及び差押え禁止措置がとられた平成13年の特別給付金について、非課税措置の適用推計は、新規対象者については、216件、平病死特別給付金対象者については、4,522件となっている。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別給付金を支給することにより、戦傷病者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うという政策目的の達成に効果的であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税において、特別給付金に係る所得税及び印紙税の非課税措置並びに差押禁止措置を要望している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度概算要求額 44百万円（特別給付金に係る支給事務経費）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、当該特別給付金の支給、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	戦傷病者等の妻に対する慰藉を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにするためには、非課税措置及び差押禁止措置を執ることが、政策目的を実現する手段としての的確である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	特別給付金に係る非課税措置は、制度創設当初（昭和41年）から講じられてきている。